

社会福祉法人いぶき福祉会 非常勤職員の特別報奨金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、非常勤職員就業規則第5条に規定する雇用契約書に記載の特別報奨金の支給に関して必要な事項を定める。

（支給対象者）

第2条 理事長は、基準日（6月1日、12月1日）において3カ月以上在職し、所定勤務日数の8割以上出勤した非常勤職員に特別報奨金を支給する。

（支給額）

第3条 特別報奨金の支給額は、次の各号に掲げる方法で算出した金額とする。

- （1）在職が6カ月を越えるときは、基準日前6カ月間の平均支給賃金月額（処遇改善手当の額を除く）の100%
- （2）在職が3月以上6カ月以下のときは、基準日までの平均支給賃金月額（処遇改善手当の額を除く）の50%

（支給日）

第4条 特別報奨金の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が休日のときは、その前日に繰り上げて支給する。

（改廃と運用）

第5条 この要綱の改廃と運用は、理事長が決する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。（全文の条項化と字句の訂正）

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。（支給額の算定方法の改正）

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。（就業規則の別表の改正に伴う改正）

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。（支給要件及び支給率の改定に伴う改正）